

令和2年度 第3回豊川市男女共同参画審議会 議事録

1 日時

令和2年11月19日（木）午前10時00分～

2 会場

豊川市役所 本34会議室（本庁舎3階）

3 議題

（1） 豊川市男女共同参画次期基本計画素案について

ア 第3章 施策の展開

イ 第4章 計画の推進

4 出席

〔男女共同参画審議会委員〕

長谷川完一郎委員、杉浦綾子委員、恩田やす恵委員、橋本記久子委員、神谷典江委員、

今泉エツ委員、岩瀬由佳委員、大川豊蔵委員、海光勝徳委員

森下保市民部長

木和田恵市民部次長兼市民協働国際課長

山本太郎人権交通防犯課長

〔人権交通防犯課〕

佐野正典課長補佐、伊藤純子人権推進係長、石原佳永子主事

5 会議の公開の可否

公開

6 傍聴者数

4名

【人権交通防犯課長】

定刻になりましたので、ただ今から「令和２年度第３回豊川市男女共同参画審議会」を開催します。

本日はお忙しい中、男女共同参画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、日ごろは、市の男女共同参画社会の取組に格別なご理解とご協力をいただき、改めて感謝いたします。

会長であります加藤委員が本日欠席ですが、過半数の方が出席のため、豊川市男女共同参画審議会規則第４条第２項の規定により本会議は成立しています。

また、本日の会議は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で、傍聴席を設けています。扉は換気のため、開けたまま審議会を開催しますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに市民部長よりご挨拶申し上げます。

【市民部長】

おはようございます。コロナがまた流行ってきており、東京では最大、日本全国でも最大罹患者ということで、愛知県の規制が厳しくなるかと思います。皆様におかれましても、引き続き健康に留意していただき、職場でも家庭でも感染防止に気をつけていただければと思います。

さて、男女共同参画の基本計画に関して、本市長が今回マニフェストの中で、「日本一子育てしやすいまち」を目指すということを示しています。やはり、子どもを育てやすいというのは女性の負担を減らすことにつながる、男女共同参画基本計画の中で、子育て環境の充実化があります。非常に関係する策だと思ひますし、女性の職場、地域での活躍が市の活性化につながると私も確信していますので、今後計画に沿ってしっかり対応していきたいと考えています。皆さんの闊達な意見をいただきながら、よりよい計画にしていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

【人権交通防犯課長】

それでは、議事進行については、豊川市男女共同参画審議会規則第3条第3項に基づき、会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理するとありますので、副会長にお願いしたいと思います。

【副会長】

それでは、議事に入ります。本日の審議会は、男女共同参画次期基本計画素案について皆さんからご意見をいただきたいと思います。

議題（１）「男女共同参画次期基本計画の素案について ア 第３章 施策の展開」について、事務局より説明をお願いします。

【人権推進係長】

≪議題（１）ア） 「第３章 施策の展開

『基本目標１ 施策の方向１ 男女共同参画に関する広報・啓発の推進』≫ 資料を説明

【副会長】

ただ今の事務局の説明について、ご意見がある方はいますか。

【委員】

２６ページの件で追記７文字を提案します。上から３つ目、「男女共同参画を考慮した学習教材を選択します」とあります、ここの「学習教材」のあとに７文字を追記してほしいと思います。それは、「学習教材 “や制服を検討し”」です。ご存じのように豊川市のすべての中学校は性別でセーラー服と詰襟と制服が違います。制服を着ることで男らしさ女らしさを押し付けてはいけません。ジェンダー平等の気持ちを子どもにも教員にも持ってほしいのでこの７文字の追加を提案します。以上です。

【副会長】

ありがとうございます。

【人権交通防犯課長】

ご意見ありがとうございます。こちらの「学習教材 “や制服を検討し”」ということでご提案いただきました。今回基本施策をまとめるにあたり、それぞれ主な担当課というところに記載があり、その担当課に照会をかけて作成しています。今回ご意見いただいた内容は学校教育課に投げかけてみたいと思いますが、こちらの基本施策の項目が人権教育や男女共同参画の推進ということで、啓発や教育に関する内容になじむかどうか含めて検討したいと思います。ありがとうございます。

【副会長】

ありがとうございます。その他、ご意見ありますか。

【委員】

現行の基本計画では、「性教育」の文言がありましたが、新しい計画には入っていません。性教育は下ネタの話ではありません。コンドームが破れたら緊急避妊薬アフターピルを近所の病院で処方してもらう選択があるという正しい知識を教えることも含まれます。また、自分が父親から性暴力を受けているということを子どもでも認識する必要があります。そのためにも、性教育、性暴力の教育はとても重要です。ですので、新しい基本施策4の中に記載することを提案します。

【人権交通防犯課長補佐】

今のご意見につきまして、現状をこちらの男女共同参画基本計画の67ページに「施策の方向24 児童や生徒の発達段階に応じて、性の多様性に関する正しい理解のための性教育などを実施し、人権を尊重する意識を育てます」と「性教育」という文言がありますが、今

回なくしたというのが、私の意見ですが、この「性教育」というのがこの部分「人権を尊重する意識を育てるところの性教育」になっており、今回性的少数者ということで、より愛知県に合わせた形で性の多様性を表現した中で性教育がなくなってしまったこととなります。

委員が言われたのが、保健的な意味合い、両方含むとは思うのですが、アフターピルというのは保健的な意味合いもあるのかなと。保健的な意味合いでいくと現状の今の現計画の中の66ページの「施策の方向22 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解と尊重」、この中で「リプロダクティブ・ヘルス」というのが性の感染症や避妊などの保健的な部分の性教育になると思います。そのため、今回の「性教育」という文言がなくなったのは、「人権の意味合いでの性教育」として現在載っており、それが「性的少数者の理解促進」という形に変わってなくなり、「保健的な部分」が「リプロダクティブ・ヘルス」の中に計画では入っていると考えております。委員の意見は、そこでより性教育という保健的な部分もどこかに取り入れたほうがいいのではないかとということによろしいでしょうか。

【委員】

そうですね。妊娠についての保健などについてもそうですし、性暴力についても記載することを提案します。

【副会長】

はい、ご意見ありがとうございます。とりあえずは、意見を事務局にお渡しして検討していただくということで、よろしくお願いします。その他にありますか。

【委員】

23ページの基本施策③四角の中の下にある説明文についてです。前半の「新聞、テレビ、ラジオ」以下3行目の冒頭ところまでは、これは要するに情報発信なので基本施策②に該当する内容だなと思って読みました。それと合わせてやる必要があるということを強調する考えるのならば、これに続けて「メディアリテラシー向上を図る」というのが続くのかな

と。いろいろ考えながら読みました。②に入るのではないのかと思うのが1つと、「ともに」の後の「人権や男女共同参画の視点に配慮した表示や表現をするよう働きかけをし」というのが、前半の部分があるために誰に対して働きかけをするのかというところが明確ではなく、そのあとに続いた「市民のメディアリテラシーの向上を図る」となっていますから、働きかけ自体は市民に対してということなのかなと、その辺が不明確といいますか、誰に対して働きかけをするのかということを明示したほうがいいのかないかなと思いました。積極的情報発信自体は、もちろんプレス発表を通して市民に対して情報発信ということですね。そうしたことが男女共同参画につながるという意識が分かりますが、そのあたりの四角に書いてある内容と合わせると、前半部分が入ったことによる混乱がありはしないかと思いました。これが1点。

もう1点ですが、26ページの施策の展開、冒頭のところで「児童・生徒にお互いの個性や能力を尊重し、協力して行動する心の育成」、「心の育成」は大切ですが、やはりこの場合は、尊重して協力して行動するとありますから、“態度の育成”としたほうがより明確で何を育てるかということをはっきり伝えられるのではないかと思います。先程の説明で現行のものを見ると同じ内容ですから、これについて変えるにあたっては大きく変える必要はないということで、そのまま大事なことなので踏襲したということなのかなと思いました。やはり「心の育成」という曖昧な言い方よりも子ども達が様々な場面で適切に行動できる、そうした“態度を育成する”ために学習をする、そんな言い方のほうがいいなと思いました。また、「学習機会を実施します」とありますが、これは学習機会を提供するのか、または学習を実施するのかというあたりも、もう少し正確に書かれるといいなと思います。以上です。

【副会長】

ありがとうございます。

【人権交通防犯課】

23、26ページにわたりましてご意見ありがとうございます。確かに、文章構成上誰が見ても素直に読みやすい文章にする必要があると思いますので、いただいたご意見をもとに再度検討したいと思います。よろしくお願いします。

【副会長】

分かりやすくなるのが一番いいと思いますので、また検討してください。よろしくお願いします。その他は、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続いて「第3章 施策の展開『基本目標2 基本施策について』」事務局より説明をお願いします。

【人権推進係長】

≪「第3章 施策の展開『基本目標2 基本施策について』」≫ 資料を説明

【副会長】

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明についてご意見がある方はいますか。

【委員】

事業所向け女性の役員や管理職が非常に少ないのは問題だなと思っていまして、この38のところで「機会を支援します」とか「努めます」という言い方、少し遠慮した穏やかな表現ではなくて、例えば“理職に占める女性の割合の調査を定期的に行うとともにその結果を公表するなど女性が参画できる環境を整備するよう努めます” くらいの少し前向きな表現にしたほうがいいのかと思います。私は、以上です。

【人権推進係長】

ご意見ありがとうございます。事業所に対しての啓発ということで、女性の管理職がまだ

まだ少ないというところですが、今おっしゃられたような“定期的に管理職に占める女性の割合を調査し公表する”といったことは、今の内容ですと啓発に留まっている部分がありますので、もう一步踏み込んだ施策をとということで担当課としっかりと協議し、こちらの文言が入れることができるか検討していきたいと思います。

【人権交通防犯課長】

先程、委員からいただいた意見、少し詳しくいただきたいと思います。文章といたしますか、私たちも意図を捉えたいものですから。事業所に対して、より推進するための方策の1つとして取り組むということですね。どうしても事業所だったり企業だったり、市が直接できないものに対してどのようにして投げかけていくのか、やっていただくというスタンスになるのか、どのようにして事業所などで、その割合を増やしていくのか、増やさないといけないうというふうに感じていただけるかということは、やはり、どのように伝えていくか、現状を捉えて公表していくか、重要な視点だと思います。具体的に書くことになると、どういうやり方をしていくかも、当然考えて想定しながら記載をしたいと思います。

【委員】

完全にその文章を決めているわけではないですけれども、“管理職に占める女性割合の調査を定期的に行うとともにその結果を公表する”など、女性が参画できる環境を整備に努めますというくらいにしてはどうかと思ったのですが。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございます。調査というものが市の立場でどのくらいまでできるのかというのがあります。もちろん、市は労働行政といっても就労行政、支援をさせていただくような立場ですので、事業所を管理するような公的な管轄は市の分野では持っていないものですから、協力行為、お願い行為、任意の協力ということになるかと思います。そのあたりは市で行うことができるものなのか、国や県といった機関で行うことができるものなのか、その

あたりを含めまして、検討したいと思います。

【委員】

はい、23ページの上の四角の中に「市民や事業所、職員などに男女共同参画に関する総合的な意識調査を定期的実施します。」と記載されています。ですから、「事業所等に意識調査をする」という目的があるのだったら、その中に“市職員の管理職に占める女性職員の割合”を入れてもかまわないのではないかと私は思っていますが、いかがでしょう。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございます。今、市のやり方ですと計画を策定する前に、市民意識調査、事業所意識調査として意識調査しておりますので、その中で聞いていくということは、もちろん可能かと思います。私のイメージは、5年に1回ではなくて、もう少し短い単位で調査が必要なのかなと感じたものですから、先程そのようなお話をしたのですが、こちらの定期的実施しますというのは予定では計画を策定する前の年に事業所の方、市民の方に意識調査をすることを指しております。もちろん、この中では可能なのかなと思います。

【副会長】

はい、ありがとうございます。とりあえず、検討をしていただいて、もしも、違う形の文章で書けるようなことがあればお願いします。その他、ご意見ありますか。

【委員】

「基本施策⑩介護環境の充実化」50ページです。前回は、前施策の中59ページありますが、「男女共同参画の視点から介護のことを考えるにあたり、誰もが介護に携わることができる体制」というのが消えてしまっていて、男女共同参画の視点では、やっぱりそれを外すと少し弱いかなと感じました。女の人介護という意識があるからという意見が多々出ていたかと思うので、この辺の施策の概要について少し変更されたいかがかと思

ます。前回の文章がかなり良かったと思うので、前回の施策の内容をみて少し検討されたらいかがかと思います。以上です。

【副会長】

はい、ありがとうございます。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございます。こちらの「基本施策⑩介護環境の充実化」につきましては、広域連合に事業者が移ったものですから、市とは違う機関になりましたので、そこで評価が全面的に見直されたということがありますが、確かにご指摘通り、「誰もが」という言葉は大変重要な言葉だと思いますので、そのご意見、担当課である介護高齢課にも相談したいと思います。ありがとうございました。

【委員】

お願いします。ありがとうございます。

【副会長】

他には、よろしいでしょうか。

【委員】

細かな表記のことについて触れたいと思います。49ページ基本施策⑭です。最初の文章で「家庭や地域活動に男性も積極的に参画する」という表現がありますが、またその下の、施策の内容でも「男性の家庭参画のための」と書いてありますが、こうした言い方が一般的であるかどうか、この内容が正確に皆さんに伝わるかどうかという点で甚だ疑問に感じます。

43ページの最後の下から3行目のところで、「男性の家事や育児、介護、そして地域活

動」と書いていますから、やはり当面家庭の中での男性の役割ということについて触れるならば具体的に書いたほうがいいのではないかと強く思います。同様に、45ページのアンケートの文言でも「家事、子育て、介護」という言葉でもって聞いているので、大雑把に家庭というくりではなく、今求められている、当面男性が家庭内での役割をいかに担うかというあたりを明確にするのがいいかなと思いました。

同じくその49ページの施策の内容の最初の項目、「育児や介護について、男性も共に支えていく」というこれがやっぱり変えるべきところではないかと拝見しました。女性が「担う」に対して、男性が「共に支える」となると、女性が主であり、男性がサポートする立場という読み方をされる恐れが多分にあるのではないかなと思いました。ですから、女性が担うというのであれば男性も共に担う、同じ言葉を重なることを避けようというのは、文章を書く時に冗漫な感じになりますのでそうした意識が働くことはわかりますが、あえてそれでも“女性が担う、男性も共に担う”とそういうのがいいのではないかなと思います。「担う」という言葉に匹敵するような、しかしながら、支えていくのとは違って、何か言葉があるというのであればぜひそれを使っていたきたいと思います。

【副会長】

はい、ありがとうございます。

【委員】

43ページ、新しい文章、いろいろとご意見を反映していただいたので、いくつかこう直すべきではないかなと思うところはある中で、1つだけ言わせていただきたいのは、介護のところでは、段落でいうと二番目の段落、ちょうど真ん中あたり。43ページです。「介護では」のところで、調査結果の分析をしている内容に「娘、息子の割合が前回調査より増加しているため若者などが」という言葉に変えてあります。先回は、ここが、「生産労働～」のような働き手である年代というようなことを表す言葉で表記してあったように思うのですが、なぜ若者にしたのかなと、赤字にしてあるのでどなたかのご意見があったのかなと思

いますが、その今は“老々介護”ということこそが検討すべき、もちろん、若い方が介護に携わることによって社会生活や職業生活に支障をきたすということも課題かもしれませんが、やはりここはある程度の年齢の方、仕事を持ちながら介護にも関わらなければならないような状況という、そういう意味での娘、息子だと私は読みましたので、どんなふうに調査結果を読み取るか、分析するかということをもう一度考えていただくといいのかなと思いました。「若者」と言った時のイメージが読み手にとってどのような年代を想起させるかと、そういうことですね。以上です。

【副会長】

ありがとうございました。私も、ここには引っかけたのですが。お願いします。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございます。先に49ページを説明したいと思います。確かに、「参画」という言葉をもう少し具体的に、言葉を誰が読んでも分かりやすいように表現し、さらに「共に支えていく」、「支える」、「担う」、「支える」というこの表現は確かに重要な視点だったと思っていて、こちらはまた文章の内容の見直しを考えたいと思います。ありがとうございます。

そして、43ページの赤い文字「若者など」という言葉に表記を変更するということですが、理由があり変更していると思います。探しておりますので少しお時間いただきたいと思います。先にすみません、進めていただけたらと思います。

【市民部長】

こちらですが、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進の中で介護の負担が大きいからということなので、ここはやはり生産階級の人間というようなイメージの言葉に変えるということが正しいのかと思いますので、そのような形で変えるという方向でよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

【委員】

42ページの施策の内容、4つ目の○です。防災関係の内容で、男女の視点を取り入れることはとても大事なことですし、今強く求められている内容だろうと思いますが、そのあとで、「自主防災会の牽引役である防災リーダーや女性防災リーダー」、こちらで“女性”をつけていると思いますが、そうすると必然的に前の防災リーダーは男性であるということを想定しており、しかしながら、男性と書いてありません。だから、防災リーダーは男性が主であるけれどもそれに対して女性の視点が必要だから女性のリーダーをつけると、補足的なイメージを植え付けかねない表現だなと思いました。男性も女性も同義と伝えるときに、こうしたところで少し配慮することが、以前も言いましたけど、知らないうちに自分達の中に価値観が蓄積されていく、小さなことですが、蓄積されていくという1つの例になりかねないのではかと思っています。言っていることはとてもいいので、その辺りを少し考えていただけるといいと思います。

【副会長】

ありがとうございます。

【人権交通防犯課】

今回「女性防災リーダー」この言葉を追加しています。事務局でも、こちら追加するにあたりまして、後ろにあります「防災ボランティアコーディネーター」、こちらは男性女性というので、どうなのかと、そもそも防災リーダーを女性防災リーダーと分けるのが適当なのかという議論をしました。そこで、ここを主管するのが防災対策課に、女性活躍を推進していくという視点の中で女性の防災リーダーに特化した行政講座に力を入れているということで、この言葉を出していきたいという思いがありまして、こちらにあえて載せたという経緯がありました。ここは、文章で最後に「講座を実施します」ということで少し「防災リーダー、女性防災リーダー、防災ボランティアコーディネーター」この3つの養成講座を実施していく、分けて実施していきたいということがありましたのでこのように表記をしたの

ですが、私たちが最初に感じた防災ボランティアコーディネーター、これはどうなのかとか、委員の今のようなご意見がありますから、担当課である防災対策課と協議をし、検討したいと思います。

【委員】

ありがとうございます。では、次に進んでよろしいですか。

【委員】

そうすると、例えば下から3番目の○の「地域で活躍する女性団体やグループのネットワークづくりをはかります」、これ女性団体とグループの違いが少し分からないなと読んでいました。例えば、「地域で活躍する女性団体」、これの女性を外して“地域で活躍する団体やグループの男女共同参画を推進するためのネットワークづくりをはかります”とかそういう表現するのかなと思いながら読んでいたのですが、この辺はどうでしょうか。

【人権交通防犯課長】

はい、よく内容は分かります。検討しますが、私たちもこの男女共同参画の計画を作成するにあたり、まだまだ女性の活躍が男性と比べて差があるところをどんどん女性の活躍を推進しようということで、国も県などでも女性の活躍というところに重きをおいて施策が構成されていると感じる中で、私どもとしては、男女共同参画、男性も女性も共にという視点が必要だと思いますので、こちらの所管する課にも、今いただいたご意見を投げかけて検討したいと思います。以上です。

【副会長】

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【委員】

ちょっと今の説明についての質問ですが、以前は「エンパワーメント」ということを強く言っていますが、最近はそういう言葉は使われなくなっていますか。

【人権交通防犯課長】

「エンパワーメント」という言葉はなくなったわけではなくて、今年も男女のエンパワーメント講座という言葉を使っていますし、講座を実施しています。

【委員】

少し段差のある女性の方に特に働きかけるような状況に変わりはないですね。

【人権交通防犯課長】

そうですね。

【委員】

わかりました。

【人権交通防犯課長】

それは、女性向けの講座もあれば、男性限定した講座もあり、共にやっているというのがあります。

【委員】

そうですね。ありがとうございました。

【副会長】

ありがとうございます。では、続きまして、「第3章施策の展開 基本目標3の基本施策」

について事務局より説明をお願いします。

【人権交通防犯課長補佐】

«「第3章『施策の展開 基本目標3の基本施策』» 資料の説明

【副会長】

ありがとうございます。沢山あって皆さんも必死に見ていかないと分からないような状態だと思いますが、今の説明についてご意見がある方はよろしくお願いします。

【委員】

先程、子どもへの性暴力について話しました。そのことは、基本施策②に入るのかなと思いました。この枠の中に子どもへの性暴力について記載することを提案します。以上です。

【人権交通防犯課長補佐】

ご意見ありがとうございます。性暴力という言葉含めて、児童、父兄のことなので担当課と話して、表現について考えたいと思います。

【副会長】

他はよろしいでしょうか。もしか、何か気づくようなことがありましたらお願いします。

【委員】

55ページ、施策の方向についての説明の箇所です。真ん中より少し下のところの「このため～」から始まる段落です。「このため、誰もが、性別や、障害があること、高齢者であること、外国人であることなどを理由に」とありまして、ここには「外国人」という言葉が入っています。したがって、「誰もが」というその中に、その範疇には外国人もイメージされているのかなとここで読んでいましたけれども、そのあとを見ていくと、特に外国人とい

うことを意識するものがないなという印象です。触れなくても、外国人であることを特に1つのカテゴリーにすることなくすべてを網羅してという意味なのかなと思うのですが、今年の第1回審議会の時に、施策の方向か何かで、「国際社会の対応促進」という項目を削除しますという説明があり、その時に内容的なことは他のところで吸収すると言われたように記憶しています。あの、絶対入れなさいということではないのですが、そのあたりのことをどう考えているか。男女共同参画に係るこうした基本計画ではありますがここに関わっている外国人という部分をどう捉えていくかというところが見えてこないなと思いました。それをどうしたらいいかということについては私自身が考えを持っているわけではないですけど、その辺り少し、これまでの流れからですね、ご説明いただく方がいいのかなと思いました。

ついでにもう1つあります。58ページの基本施策^⑨ですが、この「男女共同参画の視点に立った」というこの言葉がついて「支援」というものになるのですね。これは、どういう視点を具体的にイメージされているのかが分からないなと思います。以上です。

【副会長】

はい、ありがとうございます。以上2点。

【人権交通防犯課長補佐】

まず、最初の「外国人」の表記ですが、確かに、委員が言われたように、敢えて外国人と出すのではなくて、同じような形で溶け込んだ形の方策で、説明もそう考えています。またこれは今後検討します。

続きまして、「男女共同参画の視点に立った」という言葉ですが、「視点に立った」というのが、例えば「視点に立った生活上の困難～」の生活困難でいきますと、一人親世帯調査ですと、母子家庭と父子家庭があって、母子家庭が8割くらい、父子家庭が2割くらいです。例えば、そこで女性の正規雇用と非正規雇用を比較すると、女性の非正規雇用の方が多いです。そうすると、非正規雇用の女性で母子家庭という形、男女共同参画、女性の現状のこう

いう置かれている視点に立った生活困窮者の相談とか、事業とかそういった生活上に対する支援という意味合いの「男女共同参画の視点に立った」という支援の意味合いで考えています。

【人権交通防犯課長】

はい、こちらについては、第1回の審議会の時にご意見いただきまして、第2回の審議会の時にこの「男女共同参画の視点に立った」を除いて提案しましたが、今回基本施策を具体的に考える中で追加し、改めて表記をしましたが、ここに載っている生活困窮者の相談、高齢者や障害者への制度など、各種具体的な、福祉的な制度の程度ですが、これはそもそも各担当課の計画の中で載っており、市としてやるべきものとして、またこちらで載せるときに、そのすみ分けをどのように考えるのかということになります。そうしますと国や県の方もやはり同じようにこういった福祉的な支援について計画上記載があり、その中には「男女共同参画の視点に立った」といった言葉が添えられており、その上で話が進むということになっていました。

では、委員からご質問があった「この視点に立った」というのはどういうことかと言うと、これは答えがあるわけではないのですが、1つ私たちが考えた中では、市の中に男女共同参画の推進条例というものがあるのですが、この中に基本理念があります。この冊子をお持ちの方は85ページに条例の記載があり、第3条として、基本理念を掲げています。「男女共同参画の推進は、次のことを基本理念として行われなければなりません」ということで(1)から(6)まであり、それぞれの分野において、こういった基本理念のもとに各事業を行っていくということが「男女共同参画の視点に立った」ということで捉えることができるのではないかと思います。具体的に関係すると言うか、定義付けてご説明ができないのは申し訳ないのですが、基本的には基本理念に沿って各施策を推進していくということがこの男女共同参画の計画に載せる、他の計画の違いであると思いましたので、この言葉をまた添えたということになります。よろしくお願いします。

【副会長】

よろしいでしょうか。今説明を聞いたばかりですぐに理解するのは難しいと思いますが、引っかかるようであれば意見用紙に書いてください。また検討してもらいます。では、その他はありますか。

【委員】

すいません、何回も申し訳ありません。64ページの1番最後のところで、「豊川市職員服務規程、豊川市病院事業職員服務規程などに基づき」と書いてありますが、これまでの基本施策ですと、学校あるいは家庭、社会、職場というような普遍的な一般的な言葉でもって表現していたと思いますが、ここのところだけ豊川市が入ってくると、少し違和感がありました。何かこれを入れる意味があるのかなと思いました。どうでしょう。

【人権交通防犯課長】

はい、ありがとうございます。確かに、具体的に市のことを書きますと他にも、先程ご意見いただいたように様々関わってくることがありまして、これを載せた根拠となるのは現行の計画でそのように書いていたので、今回も載せたことの理由となっていますが、今のご意見も踏まえて、全体の整合性というものも図っていきたいと思います。ありがとうございます。断言できませんけども、また担当課に投げかけて検討したいと思います。

【副会長】

ありがとうございます。

【市民部長】

これは、市民の皆さんにお願いしてということがあるので単純にこれを読むと豊川市の職務規程とか病院事業職員の服務規定を皆さんに押し付けるようなイメージになってしまうと思います。それはまずいかなと簡単に見て読み取れたので、ここは、私としては、削除

したいなと思います。以上です。

【副会長】

ありがとうございます。

【市民部長】

ご承認いただければ削除しますが、よろしいでしょうか。

【副会長】

なくてもいいかなという気はしますが。

【市民部長】

ありがとうございます。では、削除の方向で進めます。

【副会長】

お願いします。

では、次へ進みたいと思います。よろしいでしょうか。最後に第4章計画の推進について、事務局より説明をお願いします。

【男女共同参画担当】

≪議題（1）イ） 「第4章『計画の推進』」≫ 資料を説明

【副会長】

ありがとうございます。今の事務局の説明でご意見あったらお願いします。

【委員】

はい、目標値の項目に追加してほしい項目があります。それは、男女混合名簿使用校の割合です。現在、豊川市のすべての中学校で男女混合名簿は使用されておりません。小学校では、26校中7校だけ混合名簿を使用されているということでした。なかなか学校も踏み切れない部分もあると思いますので目標値として記載して市民にも周知ができることを提案します。以上です。

【副会長】

ありがとうございます。

【委員】

4章についていいでしょうか。「男女共同参画の宣言都市を目指す」というのが個別事業でありました。現行ではありましたけれども、新しい計画には載っておりません。第4章に記載することを提案します。以上です。

【副会長】

今の意見は、どこに書いてありますか。

【委員】

はい、現行だと、個別事業番号197です。

【人権交通防犯課長】

先に男女混合名簿の使用校の割合ですが、今回目標値を設定したのは、目標として定めるにあたり、全体を網羅するような内容としており、使用校の割合、個別具体的にはそれぞれ各施策において目標は必要だと思いますが、ここの目標値に、使用校などの個別の事業まで載せることについては、全体のバランスを考慮の上、なかなか難しいと事務局としては

考えているところです。

次は、男女共同参画宣言都市ですが、現行計画の72ページの番号の105番に「男女共同参画宣言都市実現に向けて、市を挙げた取組を実施します」といった項目がありました。こちらにつきましては、国が男女共同参画宣言都市というものは、平成6年から国が地方公共団体と連携して、宣言都市とすることを奨励事業として国が推進してきたのですが、これが平成6年から始まりまして平成25年を最後にこの国の奨励事業等が終了しております。こういった現行の計画を作った時、まさに奨励事業として国から勧められた時期だったと思うものですから、きっとここに記載があったのかなと思います。現在では、終了をしており、市では、現在宣言都市ということで具体的に取組みがあるわけではありませんが、条例ですとか計画に基づいて着実に推進していく立場には変わりはありません。平成27年の全国状況ですが、当時1,741の市町村の数のうち181団体、10.4%という全国の比率でした。市としましては、引き続き、宣言を目指す、目指さないということではなく、条例、この計画に基づきまして男女共同参画社会の推進を図りたいと思っておりますので、敢えて宣言都市の実現に向けてということは省略して、今回掲載は見送りたいと思います。

【副会長】

ありがとうございます。その他、ご意見等ありましたら。

【委員】

今の説明のところでなくてもいいですか。今回送られてきた資料での質問になりますが、第2章の11、12ページのところです。前回からの変更ということで赤字になっており、このまま行くと、そのままガラッと変更となってしまうかなと思いました。質問ですが、全体は前の計画では子どもに対することに重点施策として挙げていて文言として載っていたのですけれども、今回のこの計画があと10年後までこうずっと続いていくのを見ると、今の子ども達が10年で今度は大人になっていくというところを見ると、子どものこ

とが一切触れられておらず、重点的な取り組みというところが抜けているのが、何故かという事です。

冒頭でご挨拶の中であったように、豊川市長が子どもを育てる自治体としてトップになりたいという話があったのにもかかわらず、子どものことに関することがちょっとないというのが私には引っかかっていまして、施策を見ていきますと、学校教育課のものがかなりの勢いで入っているにもかかわらず、その分この文書で何も無いのはどうなのかなと思っていますので。少し弱いのかなと思って。何か入れたほうがいいのかという意見です。以上です。

【人権交通防犯課長】

はい、ご意見ありがとうございます。この11、12ページはガラッと変わっておりまして、ご説明がなく申し訳ありませんでした。前回の皆様の意見をいただき、10年経っているので、文書を全面的に見直したらどうかという意見を、審議会後にいただきまして、今回のこの文書につきましては、国の第5次の基本計画の素案、基本的な考え方に沿いまして文書はそこを参考に集約したのですが、委員ご指摘の「子どもに特化したその取り組み」の記載がなくなっておりますので、私どもとしては、この中に含まれていることでは捉えておりませんけども、やはりそこでは弱さというか、委員がご指摘の通りだと感じましたので、ここは子どもの分野については載せる方向で文書の方は考えていきたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。いいですか。毎回、前の計画のような「子どもにとっての」と載せてほしいということは思っておりません。そうすると、「男性にとっての」とかそういうふうに変ってくるので、今まで赤字になったのが水の泡になってしまうといけませんので、次世代を担う子ども達にとって、次世代を担う子ども達にはこういうことが重点的にやっていきますという風な文書が少し入ってくるといいなと思っています。一度ご検討いただけると幸いです。お願いします。

【人権交通防犯課長】

ありがとうございます。

【副会長】

その他は、よろしいでしょうか。

では、今日は沢山のご意見ありがとうございました。やはり、今の意見のように、国はこ
うでも豊川らしいものが入って、豊川らしい男女共同参画の計画ができていくといいなと
思いますので、よろしくお願いします。

では、これで本日の議題はすべて終了しました。事務局からご連絡は。お願いいたします。

【人権交通防犯課長】

長時間大変お疲れ様でした。たくさんのご意見いただきましてありがとうございました。
持ち帰り、検討したいと思います。本日、審議いただいた内容を整理して、今後具体的な案
として作成したいと思います。この審議会ですらいただいた意見を元に作ったものは、先程第4
章でも少し触れましたが、豊川市の中の男女共同参画推進会議という市長、副市長、部長級
の会議があります。そちらに計画案としてかけて提案して説明をしていきたいと思います。
その後の動きですが、そのあと市民向けについては、パブリックコメント。今の予定では1
月21日から2月19日まで30日間というルールがありますので、その期間を予定して、
市民の皆様にはパブリックコメントとして意見を聞いていきたいということです。最後に、第
4回目、次回の審議会の日程ですが、パブリックコメントで市民の皆様からいただいた意見
を整理して、その上で計画に反映するのかもしれないのか、そういった意思決定をしたうえで開
催したいので、3月の下旬になる予定です。具体的な日程が決まりましたら年度末というこ
ともありますので、早めにご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。事務局から
は以上です。

【副会長】

ありがとうございます。それでは、令和2年度第3回豊川市男女共同参画審議会はこれで閉会とさせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。